

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省29-32)

施策目標		32 建設市場の整備を推進する						担当部局名	土地・建設産業局			作成責任者名	建設市場整備課長 出口 陽一	
施策目標の概要及び達成すべき目標		建設企業が置かれた厳しい状況を踏まえ、建設企業の健全な経営環境の整備や技能労働者の確保・育成を図るとともに、我が国建設業の海外展開を推進する。						施策目標の評価結果	③	政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成31年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
121 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高 (建設業の海外受注高)	1.0兆円	平成22年度	1.2兆円	1.6兆円	1.8兆円	1.7兆円	1.5兆円	A	2.0兆円	平成32年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には我が国建設産業の国際競争力強化が必要であり、こうした国際競争力強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。			
122 専門工事業者の売上高営業利益率	2.57%	平成24年度	2.57%	3.53%	4.07%	4.38%	集計中	A	3.00%	平成30年度	専門工事業者は、総合工業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が依然厳しい中で、技術や経営に優れた専門工事業者がのびることができる環境の整備を図ることが必要。営業利益は本業からあがる収益を表す指標であることから、営業利益の売上高に占める割合を計ることでのちに専門工事業者の収益力を把握することが適切。			
建設業における社会保険等加入率 123 (①企業単位、②労働者単位) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野⑩】	①84% ②57%	平成23年	①87% ②58%	①90% ②62%	①93% ②67%	①95% ②72%	①96% ②76%	①A ②B	①100% ②90%程度 (製造業相当)	平成29年	技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現するために、本指標が妥当である。目標値については、中央建設業審議会基本問題小委員会によるとりまとめで示された値。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】			
達成手段 (開始年度)	29年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(29年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
(1) 建設業許可処理システム等の 整備の推進 (昭和62年度)	333	26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	243	建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政庁が同一の審査システムを活用することにより、厳正な審査を迅速に行うとともに、事業者情報を提供して消費者取引の安全を図る。	-	建設業許可業者数:452,232者 ・宅地建物取引業者数:122,009者 ・マンション管理業者数:2,078者 ・賃貸管理業者数:4,000者 ・相談件数:4万件(平成32年度)						
(2) 建設関連業の新たな役割と一 層の活用の推進 (平成20年度)	334	11 (11)	14 (8)	12 (8)	60	各地方整備局等で実施している建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を図るため、建設関連業者登録システムの更新・保守等を行う。	-	・申請処理件数(新規・更新等):39,000件 ・建設関連業者登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率:30%						
(3) 建設業における法令遵守の徹 底 (昭和54年度)	335	101 (99)	105 (104)	91 (87)	80	建設業における取引の適正化を図るため、下請取引等実態調査や立入検査等の実施を通じて建設業者に対する指導の徹底を図るとともに、建設工事の契約上のトラブルに関する相談窓口を設けて、請負契約の適正化を図る。さらに、適正な技術者配置の徹底に向けた検討のため、技術者による現場施工の実態等を調査する。	-	・建設業法令遵守推進本部による建設業者の営業所等への立入検査数:1,000件 ・請負契約の書面による締結を行っている建設業者の割合:80%(平成30年度)						
(4) 建設業における労働・資材対 策の推進 (昭和54年度)	336	86 (58)	88 (70)	63 (60)	33	建設業の持続的な発展のため、適切な賃金水準の確保・社会保険未加入対策の推進、建設業の担い手確保・育成に関する調査等を行う。 建設資材・労働需給安定化等の対策を推進するため、前年度に着工した建築・土木工事の施工金額、使用資材量、労働者数等を集計し、請負金額あたりの資材量、就業者数(金額原単位)の算出を行う。また、建設労働需給を把握するため、型わく工、左官、とび工、鉄筋工、電工、配管工を雇用している建設業者へ調査票を送付し、毎月、技能労働者の確保状況等について職種別・地域別に調査を行う。	123	・社会保険未加入対策の推進に関する説明会の回数:10件 ・就労履歴管理システムの構築に向けた検討会の回数 ・建設業許可業者の加入率:100% ・若年者の入職促進(高等学校等):20,000人(平成30年度)						
(5) 我が国建設業等の海外展開の 推進 (平成24年度)	337	84 (83)	85 (80)	101 (97)	95	我が国建設業等の更なる海外展開を促進するため、「ビジネス環境整備」として政府間会議等を活用した我が国企業の技術・ノウハウの積極的な売り込みや新興国における建設関連制度の整備・普及による我が国企業が参入しやすい環境づくり、現地の制度等に関する情報提供を実施するとともに、「ビジネス機会創出」として事業構想段階での相手国政府に対する我が国企業に優位な公募用件の提案やミッション団の派遣等による我が国中堅・中小建設企業の海外進出支援、地政学的に重要な拠点国と連携した第三国への展開支援を行う。	121	・会議開催、ミッション団派遣等を行った国数:11カ国 ・我が国建設企業の新規年間海外受注高:2兆円(平成32年度) ・アジアにおける我が国建設企業の新規年間海外受注高:1.5兆円(平成32年度)						
(6) 多様な入札契約方式のモデル 事業等の実施 (平成26年度)	338	120 (94)	102 (78)	71 (71)	70	公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)等の施行を踏まえ、発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、発注者である地方公共団体に対して、専門家等を派遣し、他の発注者のモデルとなる発注への支援(支援対象事業の性格や地域の実情等に関する課題の整理、最適な入札契約方式の検討、新たに導入する入札契約方式において必要となる諸手続等)を実施する。	-	・地方公共団体におけるモデル事業の実施数:5件 ・入札契約方式を多様化した地方公共団体数:100件(平成31年度)						

(7)	建設分野における外国人材活用の適正化事業 (平成26年度)	339	0 (0)	179 (158)	76 (73)	80	復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、平成26年4月4日の関係関係会議において「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」が取りまとめられたところ。 当該緊急措置では、現行の技能実習制度を上回る監視体制を構築することとしており、監視団体及び受入企業に対して巡回指導等を実施する「制度推進事業実施機関」の体制整備、管理システムの構築を行うことにより、建設分野における外国人材の活用の適正化を図る。	-	・特定監視団体・受入企業に対する巡回指導:950件 ・労働災害発生者割合:0.1%以下(平成32年度) ・雇用契約との乖離に関する相談件数:0件(平成32年度)
(8)	建設業における女性の働き方改革の推進 (平成27年度)	340	- -	50 (50)	55 (55)	50	建設業での女性の活躍には、女性の採用等に積極的な企業の情報が女性に届きにくいこと、中小建設企業では女性が社内では少数派で、ロールモデルとなるような先輩社員が身近におらず将来の姿を見通しづらいこと、結婚や育児でいったん業界から離れると復帰へのハードルが高いことなどの課題が指摘されている。女性活躍に向けた業界の機運を官民挙げて醸成・持続・加速化していくには、こうした課題に対して重点的に即応した取組をパッケージとして総合的に推進していくことが重要である。本事業では、女性活躍に係る地域連携、次世代の女性リーダー育成、女性も働きやすい現場環境の整備、他産業のアイデア取込等の取組を通じ、建設業における女性の更なる活躍を推進する。	-	・女性活躍推進に取り組む経営者向け研修実施回数 ・女性リーダー育成プログラム開催回数 ・女性技術者・技能者数:20万人(平成31年度)
(9)	建設産業生産性向上支援事業 (平成27年度)	341	-	190 (187)	168 (166)	56	中小・中堅建設企業に対する各分野の専門家によるアドバイスの実施(相談支援)及び、中小・中堅建設企業の実産性向上に関する取組でモデル性の高い案件について、事業に係る経費の一部を支援する重点支援を実施する。さらに、WEB上での電子ブック掲載や建設業界団体等への冊子配付、セミナー開催等により、生産性向上に向けたモデル性の高い取組み事例等を広く建設産業界に水平展開する。	122	・相談支援の受付件数:500件 ・重点支援件数:7件 ・水平展開による事業モデルの普及(セミナー参加者数):300人 ・水平展開による事業モデル等の普及(オンライン講座受講者数) ・水平展開による事業モデル等の普及(ケースブック配布数) ・中小・中堅建設企業(資本金1億円未満)の従業員1人あたり付加価値:8.3百万円(平成37年度) ・建設業の新規学卒者の3年目までの離職率:24.3%(平成30年度)
(10)	技術者の人材確保・育成に関する調査・検討 (平成28年度)	342	- -	- -	16 16	12	技術者の確保・育成が喫緊の課題となっており、建設工事における適正な施工を確保するため、建設業法に基づく技術者の人材育成及び質の確保等について、現行制度の検証及び改善等に関する調査・検討を行う。	-	・有識者を含めた検討会の開催回数:3回 ・技術検定(1級・2級)の受検者数をH27時点から5%増加 ・技術検定(2級)の受検者数をH27時点から1割増加
(11)	道路分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度)	343	122 (109)	125 (100)	140 (124)	140 -	○相手国との政策協議 セミナーの開催、政治のリーダーシップによるトップセールスの展開、情報収集力向上等の取り組みを行い、我が国による案件獲得の働きかけを行う。 ○海外における道路プロジェクトの案件発掘・形成 プロジェクトの構想初期にタイムリーに発注者にアイデアを持ち込み、日本がイニシアティブを取って事業を進められるよう、案件発掘、案件形成調査を実施する。 ○道路技術の国際標準化 ASEAN地域において我が国の技術の普及を図るとともに、日系企業等の活動を支える質の高いインフラとしての国際的な道路網整備を目指す。	121	-
(12)	道路分野における多様なPPP/PFI手法の検討・調査 (平成28年度)	344	- -	- -	12 (12)	13 -	各道路管理者におけるPPP/PFI手法の活用や検討を促し、道路分野における多様なPPP/PFI手法の導入を促進するため、前年度整理した各道路管理者におけるPPP/PFI手法の検討や活用に係る課題(PPP/PFIの知識・ノウハウの不足や検討の進め方など)に対し、導入事例における案件形成に当たっての実施体制、検討手続き、助成制度の活用状況、合意形成プロセス、契約内容などを詳細に調査し、より実践的な内容を整理するとともに、効率的な案件形成・導入に資する官民連携・協議のあり方について検討を行う。また、公的負担の抑制に止まらず、増収にも資するような受益者負担の手法等に関する事例の調査を行い、最新の状況を把握するとともに、その普及に向けた課題の抽出、対応策の検討を行う。	-	道路分野における多様なPPP/PFI手法の導入促進に向け、各道路管理者がPPP/PFI事業に取り組む際に参考となる、普及啓発資料(事例集)を策定する。また、平成29年度は、官民連携・協議のあり方や受益者負担の手法等に関し、報告書及び資料集を作成する。 多様なPPP/PFI手法により取り組まれた事業規模
(13)	建設リサイクル体系における生産性向上等に向けた調査・検討	新29-030	- -	- -	- -	12 -	高度成長期に建設された建築物の更新・解体への対応や、解体工事に関する安全性の向上、担い手の確保に向けて、新技術を活用した建設リサイクル体系の生産性向上や、中長期的に持続可能な建設リサイクル体系の構築に向けた調査・検討を行う。	-	・建設リサイクルにおける安全性・生産性の向上に係るガイドライン等の作成数:1本 ・建設廃棄物全体の再資源化・縮減率:96%(平成30年度) ・「登録解体工事施工士」試験受験者数:3,400人(平成30年度)
施策の予算額・執行額			1,248 (1,038)	1,388 (1,265)	1,455	1,118	施策に関係する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定):第2章1(4)、2(6)、第3章3(2)⑥ 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定):Ⅱ.A.3.ii)④、iv)⑥、Ⅳ(2)ⅰ)	
備考			【AP改革項目関連:社会資本整備等 分野⑩】にあるKPI「登録基幹技能者数」に基づく登録基幹技能者の数、「女性技術者・技能者数」及び「35歳未満若手技術者を新規に一定割合以上雇用する企業数」は、政策チェックアップにおいて参考指標として設定しており、毎年度モニタリングを実施する。						